

## 食品中の汚染物質に係る規格基準設定の基本的考え方

### 第1 趣旨

現在、食品中の汚染物質低減対策については、国内に流通する食品（国産品、輸入品の別を問わない）中の汚染物質の汚染実態及び暴露状況等に鑑み、必要に応じ食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準」という。）が設定されているところであるが、規格基準の設定が直ちに必要でない汚染物質であっても、食品の安全性確保対策を推進するには、食品からの汚染物質の暴露を可能な限り低減することが有効であると考えられる。

については、食品中の汚染物質について、我が国における規格基準の設定に係る基本的な考え方を定めるとともに、規格基準が定められていない汚染物質の低減対策について整理することにより、より一層の食品の安全性の確保を図るものとする。

### 第2 基本方針

我が国の食品中の汚染物質の規格基準の設定にあたっては、コーデックス規格が定められている食品については、我が国でも規格基準の設定を検討することとし、コーデックス規格を採用する。その際、国内に流通する食品中の汚染物質の汚染実態及び国民の食品摂取量等を踏まえ検討を行うが、それを採用することが困難である場合等は、以下の取り扱いとする。

- 我が国の食料生産の実態等からコーデックス規格を採用することが困難な場合は、関係者に対し汚染物質の低減対策に係る技術開発の推進等について要請を行うとともに、必要に応じて、関係者と連携し、**ALARA**の原則\*に基づく適切な基準値又はガイドライン値等の設定を行うこととする。

\* 「合理的に達成可能な範囲でできる限り低くする（ALARAの原則：As low as reasonably achievable）」との考え方。コーデックス委員会の食品汚染物質部会（CCCF）において、食品中の汚染物質の最大基準値設定の際に用いられている。

- 一 国内に流通する食品中の汚染物質の汚染実態及び国民の食品摂取量等を踏まえると直ちに規格基準の設定が必要でないと判断される場合は、将来にわたって、適宜見直しの検討を行うこととする。

なお、コーデックスにおいて規格基準が定められていない場合においても、汚染物質の暴露に寄与の高い食品や、我が国に特有の汚染実態が見られる汚染物質については、その都度、規格基準の設定を検討することとする。

### 第3 規格基準の設定について、今後、検討を行う汚染物質の例

- (1) カドミウム
- (2) トータルアフラトキシン
- (3) アフラトキシンM1
- (4) 鉛
- (5) その他（健康被害の発生等により、緊急的に規格基準の設定が必要な汚染物質は、優先的に検討する）

### 第4 自主的な取組みの推進

厚生労働省は、我が国で食品中の汚染物質に係る各規格基準が策定されるまでの間、食品等事業者が、コーデックス委員会の食品中の汚染物質及び毒素の一般規格（**CODEX GENERAL STANDARD FOR CONTAMINANTS AND TOXINS IN FOODS : CODEX STAN 193-1995**）に定められている最大基準値（我が国で基準値が定められているものは除く。）を準拠するよう努めること等により、食品中の汚染物質の低減対策に努めるよう、推進することとする。

## Codex における食品中の汚染物質低減及び基準値作成の考え方 (食品中の汚染物質及び毒素に関する Codex 一般規格 (GSCTF) 前文より抜粋)

### 1. 一般原則

食品中の汚染物質濃度は、合理的に達成可能な範囲で出来る限り低くなければならない。汚染を防止又は低減するために以下が有効。

- (1) 環境汚染対策等の汚染源対策
- (2) 生産・貯蔵・加工等における適切な技術の適用
- (3) 食品中の汚染物質等を除去するための適切な手法を適用

### 2. 規格の検討のために必要な情報

- － 毒性情報
- － 統計的に有意な実態調査データ
- － 食品の消費量データ
- － 汚染工程、製造・生産法、汚染の管理のための経済的な事項に関する情報
- － リスク評価、リスク管理の選択肢等に関する情報

### 3 基準値作成の規準

- (1) 重要な健康リスクがあり、貿易問題があるもののみに設定
- (2) 汚染物質等の摂取寄与が大きな食品に対してのみ設定
- (3) **ALARA** の原則に従って設定
- (4) 主たる生産国を含む複数の地域からの実態調査結果に基づいて設定

## かび毒に関する調査研究の進捗状況

## 1 アフラトキシン M1\* (AFM1)

## (1) 調査研究の状況

- ① 平成 13 年度
  - ・国産牛乳の汚染実態調査  
(2001 年の JECFA による毒性評価結果を受けて)
- ② 平成 15 年度
  - ・国産生乳の汚染実態調査  
(飼料中のアフラトキシン B1 汚染の汚染頻度増加を受けて、飼料中のアフラトキシン B1 汚染が与える影響を考察)
- ③ 平成 19 年度
  - ・チーズ、バター中の AFM1 の分析法の確立および加工品への AFM1 の移行に関する文献調査
- ④ 平成 20 年度
  - ・輸入乳製品の汚染実態調査
  - ・モデル製品での加工品への AFM1 移行調査 (生乳→チーズ)

## (2) 今後の予定

平成 20 年度の調査結果が取りまとめ次第、乳及び乳製品中の AFM1 について、食品規格部会、乳肉水産食品部会での審議を経て、食品安全委員会へ食品健康影響評価依頼を行う予定。

## 2 デオキシニバレノール (DON) 及びニバレノール (NIV)

## (1) 調査研究の状況

- ① 平成 16～18 年
  - ・実験動物を用いた NIV の毒性実験 (ラットの 90 日間反復投与毒性試験)
  - ・小麦摂取による DON の暴露量推定
- ② 平成 19～21 年度
  - ・国産小麦中の DON/NIV の共汚染実態調査と加工による減衰に関する研究
  - ・トリコテセン系マイコトキシンの毒性評価の生物学的アプローチに関する研究 (DON/NIV の複合毒性に関する研究)
  - ・実験動物を用いた NIV 誘発 IgA 腎症モデルによる NIV の毒性影響及び評価・予防に関する研究
  - ・国産小麦摂取による NIV の暴露量推定  
等

---

\*アフラトキシン B1 の代謝物

(2) 今後の予定

調査研究結果がとりまとめ次第、小麦等の DON 及び NIV について、食品規格部会での審議を経て、食品安全委員会へ食品健康影響評価依頼を行う予定。

### 3 オクラトキシン A

(1) 調査研究の状況

① 平成 16～18 年度

- ・ 毒性評価資料の収集
- ・ 汚染実態調査（基礎調査）

② 平成 19～21 年度

- ・ 汚染実態調査（詳細調査）
- ・ 発がん性機序の動物実験系による解析など、毒性に関する研究
- ・ 暴露評価

等

(2) 今後の予定

調査研究結果がとりまとめ次第、今後の対応について検討を行う予定。

### 4 フモニシン

(1) 調査研究の状況

① 平成 16～18 年度

- ・ 毒性評価資料の収集
- ・ 汚染実態調査（基礎調査）

② 平成 19～21 年度

- ・ 汚染実態調査（詳細調査）
- ・ 新生児ラットへのフモニシン暴露の薬物代謝機能に及ぼす影響など、毒性に関する研究
- ・ 暴露評価

等

(2) 今後の予定

調査研究結果がとりまとめ次第、今後の対応について検討を行う予定。